

壮 企 号
令和 8 年 1 月 6 日

各 位

壮 警 町 長 田 鍋 敏 也

壮警町過疎地域持続的発展市町村計画（案）における意見募集について
新春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本町では令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「壮警町過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

この度、今年度での現行計画の期間終了に伴い、令和8年度から令和12年度を計画期間とする新計画「壮警町過疎地域持続的発展市町村計画（案）」を策定します。

つきましては、本計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）を行いますので、意見のある方は次のとおり御提出願います。

なお、提出された意見については、壮警町町民参加手続要綱に基づき検討し、結果を町ホームページ等で公表いたします。皆様の積極的な御意見をお待ちしております。

記

- 1 意見募集の案件
壮警町過疎地域持続的発展市町村計画（案）
- 2 募集期間
令和8年1月6日（火）～1月26日（月）
- 3 意見を提出できる人
 - （1）町内に住所または事務所や事業所を有する方
 - （2）町内に勤務している方
 - （3）事案に利害関係のあると認められる方
- 4 閲覧方法
 - （1）公共施設
役場企画財政課の窓口（庁舎正面入口から左側）に計画（案）及び意見提出用紙を設置
 - （2）ホームページ
計画（案）及び意見提出用紙を掲載
- 5 提出方法
ご意見を1月26日（月）までに下記提出先まで郵送、持参、FAX、メールで提出願います。
※書式自由

6 提出先及びお問い合わせ先

壮瞥町役場企画財政課地域創生係

住所：〒052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町 2 8 7 番地 7

TEL : 0142-66-2123 FAX : 0142-66-7001

E-mail : kikaku@town.sobetsu.lg.jp

7 その他

提出されたご意見は、住所・氏名を除き、意見の概要と意見に対する町の回答を、後日、町ホームページで公表いたします。なお、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

今回の計画(案)と直接関係のないもの、住所、氏名等の記入のないもの、電話及び口頭による意見の提出については、受付できません。

令和8年 月 日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也 様

壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見について

次のとおり、壮瞥町過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見を提出いたします。

名 前	性 別	住 所
	男・女	

※提出された意見は、住所・氏名を除き、意見の概要と意見に対する町の回答を、後日、町ホームページで公表いたします。なお、個別の回答は行いませんので、御了承願います。

今回の計画（案）と直接関係のないもの、住所、氏名等の記入のないもの、電話及び口頭による意見の提出については、受付できません。